

告示

埼玉県告示第四百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建築 構造 セ ン タ ー	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	令和六年四 月十五日
				東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	
				福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	
				群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	
				埼玉事務所	埼玉事務所	

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉事務所

千葉事務所

千葉県船橋市

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

葛飾町二丁目

四百二番三号

四百二番三号

神奈川県事務所

神奈川県事務所

神奈川県横浜

神奈川県横浜

市西区高島二

市西区高島二

丁目十二番六

丁目十二番六

号

号

長野事務所

長野事務所

長野県長野市

長野県長野市

南県町千八十

南県町千八十

二番地

二番地

愛知事務所

愛知事務所

愛知県名古屋

愛知県名古屋

市中区栄四丁

市中区栄四丁

目十四番二号

目十四番二号

三重事務所

三重事務所

三重県四日市

三重県四日市

市浜田町十二

市浜田町十二

番十八号

番十八号

大阪事務所

大阪事務所

大阪府大阪市

大阪府大阪市

中央区南本町
三丁目四番十
五号

中央区南本町
三丁目四番十
五号

山陰事務所

山陰事務所

島根県松江市

島根県松江市

中原町六番地

中原町六番地

岡山事務所

岡山事務所

岡山県岡山市

岡山県岡山市

北区内山下一

北区内山下一

丁目三番十九

丁目三番十九

号

号

広島事務所

広島事務所

広島県広島市

広島県広島市

中区八丁堀十

中区八丁堀十

五番六号

五番六号

香川事務所

香川事務所

香川県高松市

香川県高松市

亀井町二番一

亀井町二番一

号

号

愛媛事務所

愛媛事務所

愛媛県松山市

愛媛県松山市

三番町七丁目

三番町七丁目

十三番十三号

十三番十三号

福岡事務所

福岡事務所

福岡県福岡市

福岡県福岡市

博多区御供所

博多区博多駅

町一番一号

前一丁目七番

